死刑制度に関する政府の世論調査に対する意見書

２０１３年（平成２５年）１１月２２日
日本弁護士連合会

第１　意見の趣旨

１　当連合会は，死刑のない社会が望ましいことを見据え，死刑廃止についての全社会的議論を呼びかけており，その一環として，死刑制度に関する政府の世論調査について，社会調査の専門家から意見を聴取するなどして検討を重ねた結果，本意見書をまとめたものである。

２　質問内容について

(1) 死刑制度に関する主質問「死刑制度に関して，このような意見がありますが，あなたはどちらの意見に賛成ですか。」の回答選択肢を，以下の（旧）から（新）に改めるべきである。

（旧）①　どんな場合でも死刑は廃止すべきである
②　場合によっては死刑もやむを得ない
③　わからない・一概に言えない

（新）①　死刑は廃止すべきである
②　どちらかと言えば，死刑は廃止すべきである
③　わからない・一概に言えない
④　どちらかと言えば，死刑は残すべきである
⑤　死刑は残すべきである

(2) 死刑制度に関する主質問の各回答のサブクエスチョンに，死刑の代替刑として終身刑（仮釈放のない無期懲役刑）を導入することが，死刑存廃の意見に影響を与えるかどうかを把握するための質問を加えるべきである。

具体的には，死刑廃止反対者に対して，「死刑の代替刑として終身刑を導入すれば，死刑を廃止してもよいと思いますか。」という趣旨の質問を加えることなどが考えられる。

３　世論調査の結果の評価について

近時の世論調査の回答回収率が３分の２程度である上，性・年齢層・地域別の回収率に大きな差異があり，回収標本は，母集団（全国の２０歳以上の者）の縮図とは言い難い。したがって，世論調査の結果を国民の意見として一般化すべきではない。

また，世論調査の結果の評価に当たっては，主質問のみならず，サブクエスチ

ョンの回答内容をも総合的に分析する必要がある。したがって，２００９年（平成２１年）に行われた政府の世論調査における，将来的にも死刑制度を支持する回答者の割合は，サブクエスチョンで「状況が変われば，将来的には，死刑を廃止してもよい」と考えている者を除外した約５６％と評価すべきである。

４　マイクロデータの公開

プライバシーには配慮しつつ，個々の回答票等のマイクロデータを誰もが利用できるように積極的に公開していくべきである。

第２　意見の理由

１　はじめに

これまで，政府は，政府の世論調査の結果を根拠に，国民の大半が死刑制度に賛成していると主張してきた。報道機関も，世論調査の手法・分析結果に問題意識を持つことなく，政府の主張をそのまま報道してきた。

他方，死刑制度に関する主質問の内容自体，いかにも死刑存続側に回答を誘導するような選択肢が用いられていること（第１の２(1)参照），回答回収率が低いことなど，死刑制度に関する政府の世論調査には様々な問題があるとの指摘もなされてきた。

そこで，当連合会においては，社会調査のデータ解析の専門家である静岡大学情報学部の山田文康教授に，死刑制度に関する政府の世論調査の問題点等の分析を依頼した（２０１２年（平成２４年）１１月２７日，同教授による講演「標本調査とそれに基づく主張－内閣府「死刑制度世論調査」を巡って－」）。

更に，日本国民の死刑に対する態度についての研究結果を発表している，オックスフォード大学犯罪学研究所研究員・ロンドン大学バークベック校犯罪政策研究所主任研究員の佐藤舞博士からも政府の世論調査の問題点等について意見を聴取した（２０１３年（平成２５年）８月１９日，同博士による講演「日本国民の死刑に対する態度～内閣府世論調査と三つの独自調査の結果について」）。

本意見書は，このような専門家の分析結果を踏まえ，政府の世論調査の内容が国民の死刑制度に関する意識をより正確に把握できるものとなり，その回答結果がより客観的に評価されるよう，取りまとめたものである。

２　これまでの政府の世論調査の概要と調査結果の評価

(1) 政府の世論調査の概要

死刑制度に関する政府の世論調査は，１９５６年（昭和３１年）から２００９年（平成２１年）までの間，合計９回実施されている（１９８９年（平成元年）以降５年ごとに実施されているので，次回の世論調査は２０１４年（平成

２６年）に実施される可能性が高い。)。

死刑制度に関する主質問は，１９８９年（平成元年）までは，

問　どんな場合でも死刑を廃止しようという意見にあなたは賛成ですか，反対ですか。

答　賛成

反対

わからない

であったが，１９９４年（平成６年）以降は，次のように変わっている。

問　死刑制度に関して，このような意見がありますが，あなたはどちらの意見に賛成ですか。

答　どんな場合でも死刑は廃止すべきである

場合によっては死刑もやむを得ない

わからない・一概に言えない

このような主質問の後，サブクエスチョンとして，死刑廃止に賛成する回答者には，その理由，廃止の時期等を，死刑廃止に反対する回答者には，その理由，将来的な廃止の可能性等を質問している。１９８９年（平成元年）までは，死刑制度に関する主質問の前にこれに関連する質問があったが（１９７５年（昭和５０年）を除く。)，１９９４年（平成６年）以降は，裁判傍聴等の経験を問う質問の直後に，死刑制度に関する主質問がなされている。

次に，１９５６年（昭和３１年）以降の調査回収率を見ると，表１及び表２のとおりである。

表１　死刑制度に関する調査回収率

年度	標本数	回収標本数	調査不能	回収率
1956	3000	2536	464	84.5
1967	3000	2500	500	83.3
1975	10000	7980	2020	79.8
1980	3000	2434	566	81.1
1989	3000	2293	707	76.4
1994	3000	2113	887	70.4
1999	5000	3600	1400	72.0
2004	3000	2048	952	68.3
2009	3000	1944	1056	64.8

表２　属性別の回収率

2004 年調査

年齢層	男性	女性
20～29 歳	45.5	51.7
30～39 歳	57.1	63.3
40～49 歳	59.1	73.0
50～59 歳	62.0	77.9
60～69 歳	76.3	81.0
70 歳～	80.2	83.3
合計	64.3	72.0

1989 年調査

年齢層	男性	女性
20～29 歳	57.4	73.2
30～39 歳	67.2	81.8
40～49 歳	68.6	85.5
50～59 歳	71.6	81.4
60～69 歳	82.0	88.0
70 歳～	77.6	81.8
合計	70.4	82.3

回収率は年々減少し，現在は約３分の２で，ほぼ減少傾向に歯止めがかかった状況にある。また，男性，若い層，大都市ほど回収率が低くなっている。この傾向は，内閣府のその他の調査にも共通している。

(2) 世論調査の結果の評価

死刑制度に関する主質問の回答の推移は，表３のとおりである。

表３　どんな場合でも死刑を廃止しようという意見にあなたは賛成ですか，反対ですか

年度	賛成	わからない	反対
1956	18.0	17.0	65.0
1967	16.0	13.5	70.5
1975	20.7	22.5	56.9
1980	14.3	23.4	62.3
1989	15.7	17.8	66.5
1994	13.6	12.6	73.8
1999	8.8	11.9	79.3
2004	6.0	12.5	81.4
2009	5.7	8.6	85.6

政府は，このような主質問の回答結果を踏まえ，「国民の８割以上が死刑制度を支持している。」などと評価し，死刑廃止が国際的な潮流であるにもかかわらず，我が国において死刑制度を存続することの根拠としている。報道機関も，そのような政府の評価をそのまま報道するので，国民の間においても「我が国の国民の８割以上が死刑制度を支持している。」ということが客観的な事実であるかのように受け止められている。

３　質問内容の問題点と見直し

(1) 問題点

前記のとおり，死刑制度廃止の賛否を問う主質問の選択肢は，①どんな場合でも死刑は廃止すべきである，②場合によっては死刑もやむを得ない，③わからない・一概にいえない，である。

この質問の趣旨は，死刑制度に関する国民の基本的な意識をできるだけ客観的に把握することにあるはずである。①が死刑廃止に賛成する者が回答することを想定する選択肢，②が死刑廃止に反対する者が回答することを想定する選択肢であろう。

しかし，①については，「死刑は廃止すべきである」という結論に「どんな場合でも」という強い表現の条件が付されているため，死刑廃止に対し明確な意思を持っている者でない限り，選びにくい選択肢である。逆に，②については，「場合によっては」，「やむを得ない」という，結論に幅を持たせるあいまいな表現があるため，死刑制度に関し明確な意思を持っていない者にとって，選びやすい選択肢となっている。このような選択肢の表現方法自体が，①の回答者の割合を低くし，②の回答者の割合を高くする危険性を内在していると言わなければならない。

このことは，現在の質問形式に変わった１９９４年（平成６年）と１９８９年（平成元年）の各調査結果を比較することによって，客観的にも裏付けられている。各年における主質問に対する回答結果は前記表３のとおりであり，死刑廃止反対回答者（１９８９年（平成元年）以前の調査では，死刑廃止という意見に「反対」と回答した者。１９９４年（平成６年）以降は，「場合によっては死刑もやむを得ない」と回答した者。）に対するサブクエスチョンの回答結果は表４のとおりである。

表４　「死刑廃止反対・死刑もやむを得ない」回答者へのサブクエスチョン

年度	将来も存続	わからない	漸次廃止
1967	61.6	9.8	28.7
1975	76.8	9.7	15.1
1980	77.5	10.1	12.2
1989	76.8	7.6	15.6
1994	53.2	7.2	39.6
1999	56.5	5.7	37.8
2004	61.7	6.5	31.8
2009	60.8	5.0	34.2

(注)1956 年度は該当項目なし
1994 年度以降，漸次廃止の選択肢の文言に「状況が変われば」が付加。

まず，前記表３を見ると，死刑廃止反対者の割合が，６６．５％（１９８９年（平成元年））から７３．８％（１９９４年（平成６年））にそれまでにないほど大きく上昇していることが分かる。更に注目すべきなのが，死刑廃止反対者について，将来も存続に賛成する者の割合が７６．８％から５３．２％に顕著に減少していること，一方で，漸次廃止（将来的には死刑を廃止してもよい）に賛成する者の割合が１５．６％から３９．６％へと顕著に増加していることである（表４）。これは，死刑廃止に比較的近い意見を持ちながら，上記①の選択肢がその語感から選びにくいため，②のあいまいな解釈を許す表現の選択肢を選んだ者が多数存在することを裏付けるものである。

以上の事情を総合すると，現在の主質問の形式・表現では，死刑制度に関する国民の基本的な意識を客観的に把握することは困難であると言わざるを得ない。

(2) 見直し

それでは，死刑制度に関する国民の基本的な意識を把握するための主質問はどのようなものであるべきか。

１９８９年（平成元年）以前の質問内容「どんな場合でも死刑を廃止しようという意見にあなたは賛成ですか，反対ですか。」も，選択肢自体は，賛成・反対を選択させるもので，中立的な表現であるが，問い自体に「どんな場合でも」という強い表現が含まれており，死刑廃止に明確な意思を持っている者でない限り，賛成を選びにくいものとなっている。

結局のところ，次のとおり，端的に死刑廃止・存続についての賛否を問うのが最も中立的であり，国民の基本的な意識を知る手掛かりになるものと思われる。２０１４年（平成２６年）以降，世論調査を実施する場合には，以下のような質問形式・内容に改めるべきである。

問　死刑制度に関して，このような意見がありますが，あなたはどちらの意見に賛成ですか。

答　①　死刑は廃止すべきである
②　どちらかと言えば，死刑は廃止すべきである
③　わからない・一概に言えない
④　どちらかと言えば，死刑は残すべきである
⑤　死刑は残すべきである

死刑制度廃止の賛否を問う上記主質問が，死刑制度に関する世論調査におい

て最も重要であるが，そのサブクエスチョン等も国民の意識をより緻密に把握する上で大きな意味を持つ。死刑廃止賛成者・反対者の各々の意向の強弱を把握する観点から，主質問の回答結果を前提としたサブクエスチョンや主質問の前提となる質問についても，情報分析の専門家の意見を参考にするなどし，より充実したものに改善していく必要がある。例えば，死刑の代替刑として終身刑（仮釈放のない無期懲役刑）を導入することが，死刑存廃の意見に影響を与えるかどうかを把握するための質問を加えるべきである。具体的には，死刑廃止反対者に対して，「死刑の代替刑として終身刑を導入すれば，死刑を廃止してもよいと思いますか。」という趣旨の質問を加えることなどが考えられる。

4　政府の世論調査結果の評価の在り方

(1) 従来，政府・報道機関に限らず，我々国民も，政府の世論調査の結果をもって，国民（有権者）全体の意見として安易に受け止めていたように思われる。「死刑制度に関する政府の世論調査によれば，国民の８割以上が死刑制度を支持している。」という評価が一人歩きしてきたと言っても過言ではない。

そもそも，世論調査の結果をもって国民の意見へと一般化するためには，回収率が高く，回収標本（回答者）が母集団（国民）の縮図であると言えなければならない。以前は４分の３以上の高い調査回収率であったが，現在の調査回収率は３分の２程度に過ぎない。更に重要なのは，男性，若い層，大都市ほど回収率が低くなっており，回答者の属性と母集団の属性との差異が無視できないほど大きくなっていることである。現在の調査回収状況を前提とする限り，世論調査の結果をもって国民全体の意見に一般化することは到底許されない。

確かに世論調査は，国民の意識を推知する手段であり，その回答結果の推移を見るために継続して実施することに意味がないと言うつもりはない。しかし，政府においては，回答結果の一般化は実態を正確に反映したものではなく，誤解を生じさせかねないことを十分に認識すべきである。少なくとも，昨今の死刑制度に関する政府の世論調査の結果を，死刑廃止や死刑執行停止の検討をしない根拠として利用することは許されない。

(2) 「死刑制度に関する政府の世論調査によれば，国民の８割以上が死刑制度を支持している。」という評価には，世論調査の結果を国民の意見に一般化することの問題以前に，回答者の「８割以上」が死刑制度を支持しているという評価自体にも問題がある。

この「８割以上」という数字は，死刑制度に関する主質問に対し，「場合によっては死刑もやむを得ない」と回答した者の割合（２００９年（平成２１年）：８５．６％。表３参照。）である。前記のとおり，「場合によっては」，「や

むを得ない」というあいまいな表現が含まれているため，回答者がこの選択肢を選びやすくなっている。この回答者の中には，単純に「死刑制度を支持」又は「死刑廃止に反対」と言い切れない者が含まれている。特に，この回答者のうち，「状況が変われば，将来的には，死刑を廃止してもよい」と考えている者（２００９年（平成２１年）：３４．２％。表４参照。）については，死刑廃止を肯定しているのであるから，死刑廃止に賛成か反対かという基準に当てはめると，むしろ廃止賛成に近い方に位置付けられるのであり，単純に死刑制度を支持している者と評価することはできない。この回答者群を上記８５．６％から除外すると，約５６％（０．８５６×（１－０．３４２））となる。

したがって，この世論調査の結果から言えるのは，回答者のうち死刑廃止に反対する者又は死刑制度を支持している者の割合は約５６％であるということになる。

死刑制度に関する政府の世論調査のこれまでの政府評価は，死刑支持者の割合を過大に表示しており，死刑制度に関する国民意識について誤解を与えるものである。当連合会においては，政府が，国民の８割以上が死刑制度を支持しているというこれまでの評価を速やかに見直すとともに，今後実施される世論調査においては，情報分析の専門家の意見等を踏まえ，客観的かつ公正な評価を行うよう強く求めるものである。

5　マイクロデータの公開

政府の世論調査の結果の概要は，インターネット（内閣府ホームページ）で公開されている。しかし，公開されているのは，各質問への回答の単純集計結果に限られている。公費を投じてなされた世論調査の結果及びデータは専門家をはじめとして，国民が広く共有し，容易に活用できるようにすべきである。プライバシーには配慮しつつ，情報公開法による公開という手法を待つまでもなく，個々の回答票等，分析・検証に利用可能なデータを積極的に公開していくべきである。

以　上